

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【1】」
2. 日時：令和5年4月20日（木）10時05分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、伊藤安全審査官  
原子力規制企画課 火災対策室  
齋藤火災対策室長、高橋係長、田邊係長  
  
日本原子力発電株式会社：  
発電管理室 部長 他10名（うち3名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
以下のホームページ掲載済みの資料（令和5年4月7日提出資料）を使用  
・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから日本原子力発電株式会社の東海第 2 発電所の
0:00:08	設計及び工事計画変更認可申請。
0:00:11	火災感知器バックフィットに関わるもののヒアリングを始めたいと思います よろしく申し上げます。
0:00:17	それではまず事業者の方から概要説明をお願いし、
0:00:22	はい。
0:00:24	原電の小林です。4 月 7 日の日に申請しました火災バックフィットの変 更認可申請、こちらにつきまして、
0:00:31	今日はまず概要の説明ということで、補足説明資料の中の補足の 4 を 使って、まず概要申請と概要説明をさせていただきます。もしお時間あ ればその他の方にも、
0:00:42	いただけますがまずは補足説明資料の方、
0:00:44	説明をさせていただきます。説明担当者の方から、
0:00:53	日本原子力発電の新居と申します。では説明の方、させていただきます す。
0:00:58	もともと補足説明資料の通し番号 283 ページから、補足の 4 というこ とで、
0:01:03	説明をさせていただきます。
0:01:06	283 ページで補足の 4、火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の
0:01:12	種別及び配置の変更。
0:01:15	次のページ 284 ページ、
0:01:18	同じタイトルの方、
0:01:23	続きまして 285 ページになります。
0:01:27	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改 正。
0:01:33	踏まえ、その他発電用原子炉附属施設のうち、火災防護設備の基本設 計方針を変更いたします。
0:01:40	次ページ以降に、火災感知器の設計の変更内容を示すとともに、
0:01:45	あわせて実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規 則、
0:01:50	第 5 条
0:01:51	第 11 条、第十条、第 15 条及び 52 条、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:55	並びにそれらの実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈にも
0:02:03	セキに関する技術基準の適用条文を示します。こちらの適用状況については、別途、
0:02:12	実は、
0:02:15	ページめくりまして通し番号 286 ページになります。
0:02:19	まず申請概要としましては、本設計及び工事計画認可申請においては、
0:02:25	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改正を踏まえ、
0:02:30	設計基準対象施設及び重大事故等対象施設、デービートンネルSA
0:02:38	及び、
0:02:41	対象施設を除くに関する
0:02:43	その他発電用原子炉附属施設のうち、
0:02:46	火災防護設備の基本設計方針及び関連する
0:02:51	添付書類を変更。
0:02:54	表 1 に、本申請に係る申請概要について、
0:02:59	まず一つ目として、
0:03:01	火災防護設備の基本設計方針適用規格及び適用基準、こちらについて申請概要としまして、
0:03:07	火災防護審査基準の改正を踏まえ、基本設計方針に、火災、
0:03:13	セキ等々
0:03:14	を有する
0:03:15	の設置方法の記載を追加いたします。また、火災防護審査基準の改正を踏まえて、適用規格及び
0:03:26	二つ目としまして、この 1、
0:03:31	設置の
0:03:34	こちらの申請概要としまして、
0:03:40	設置許可申請書との整合性を示します。
0:03:43	三つ目としまして、この 1-1、
0:03:46	安全設備及び重大事故等対処設備
0:03:49	使用される条件下における健全性に関する説明
0:03:57	の方申請では、種別及び配置の変更するものであり、影響の設計には、
0:04:04	四つ目としまして、この 1-1 の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:07	発電用原子炉施設の
0:04:09	ところに完成させ、
0:04:11	申請概要としましては火災防護審査基準の改正を踏まえて、
0:04:15	火災感知器等の種別及び配置に、
0:04:21	五つ目としましてこの2の別添1、火災防護設備の耐震性の計算
0:04:27	こちらについては火災防護設備の耐震計算書について示します。なお、 火災感知
0:04:35	構造強度を融資して、有していることを確認した方法で取りつけるため こちらの変更がござい
0:04:44	続いて287ページになり、
0:04:48	2ポツとしまして、火災防護審査基準の改正後における火災感知設備 における要求事項としまして、
0:04:56	表2に、火災防護審査基準の改正前後における火災防護設備、
0:05:00	に対する要求事項を比較し、改正に伴う要求事項の変更点を整理して おります。
0:05:08	表2のところで改正前後と要求事項の変更点を記載して、
0:05:15	まず2ポツに火災感知消火、2ポツ2ポツ1、火災、
0:05:19	消火設備は、いかに
0:05:24	構築物、系統及び機器に対
0:05:26	影響を限定し、
0:05:28	早期の、
0:05:30	及び、消火を行える設計
0:05:33	(1)が、火災
0:05:37	①として、
0:05:39	まず、
0:05:41	こちらで火災感知等の選定として火災区域
0:05:46	斜線とり
0:06:00	続きますてえへん。
0:06:02	2000万の緑枠のところ。
0:06:09	こちらについては②の方で、感知器については消防法施行規則で、
0:06:26	期に、
0:06:28	規格を定める省令、第12条から十八条までに定める感知性能を、
0:06:32	と同等以上の方法により設置することということで、こちらシート
0:06:39	火災感知器と消防法施行規則等に従って設置する。
0:06:46	戻りまして、青枠のところですね、改正前で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:50	火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発する異なる施設、種類の感知器または同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する
0:07:00	香月との誤差等を防止するため、
0:07:15	てポツ、
0:07:24	場所として、
0:07:26	こちらは中央制御室で監視できる。
0:07:32	次のページ通し番号 288 ページの、
0:07:38	3 ポツとして火災防護審査基準の改正を踏まえた
0:08:05	ということで
0:08:08	もともと変更前からレポ
0:08:15	メーカー、
0:08:17	しまして、項目、
0:08:20	火災防護上重要な機器等及び重大
0:08:24	接続
0:08:27	ベイビー止めると。
0:08:29	を除くの。葛西関節、
0:08:39	変更前のところ、
0:08:44	火災感知設備の火災か
0:08:48	は、火災区域または区画における放射性
0:08:58	火災
0:09:00	区の、
0:09:07	固有の信号を発するアナログ式の、
0:09:16	ただし、
0:09:19	形成する恐れのある場所及び屋外等は、
0:09:23	条件や火災、
0:09:25	式の炎感知器、
0:09:28	株式の名簿バックが
0:09:34	タグチの屋外使用のほか、
0:09:39	天野臼杵のオク
0:09:41	の、
0:09:51	変更後の、
0:10:17	のと同様以上の方法により、
0:10:21	また、
0:10:32	変更前のところ、
0:10:35	火災感知、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:49	Hの、基本設計方針の変更を踏まえて、
0:10:57	こちらで4ポツとしまして火災防護審査基準の改正に
0:11:00	火災、
0:11:01	小野瀬
0:11:11	火災防護審査基準の改正に伴う火災、
0:11:16	消防法施行規則
0:11:19	図1に示す。
0:11:21	葛西。
0:11:27	火災区域
0:11:32	で火災、
0:11:36	こちらで随一の風呂も、
0:11:40	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等から、火災、
0:11:49	まずこちらに対してウェアさ、その他、外部の気流が流通する場所か。
0:11:55	イエスの
0:12:04	取付面の高さが20メートル以上かというところで、
0:12:13	こちらにも該当しない場合に、
0:12:15	多量の蒸気が滞留するなど煙か。
0:12:22	こちらがイエスの場合には高線量エリア、
0:12:25	清的野円滑の雰囲気を形成
0:12:30	いずれにも該当しない場合については一般エリアと、
0:12:35	全然、
0:12:37	この分類に従ってエリアごとに、
0:12:39	消防法施行規則、
0:12:43	ちょっと同等以上の方法により、
0:12:48	続きまして当初
0:12:50	190ページ。
0:12:52	4ポツ2としまして火災感知器等の種別の選定、
0:12:57	前のページでご説明をいたしました火災
0:13:10	火災感知器、
0:13:19	表4としましてイワノ環境条件に応じた、
0:13:27	エリア分類の
0:13:28	屋外エリアのところ、
0:13:30	外
0:13:31	にましては、かん水ホームページ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	上、
0:13:36	が、
0:13:39	こちらについては種別としまして炎感知器及び熱感知カメラを、主
0:13:46	審査基準の
0:13:48	改善に伴う変更点。
0:13:52	火災感知器等は、
0:13:54	消防法施行規則 23 条第 4 項または消防法施行規則等と、
0:13:59	同等以上の
0:14:01	方法により設計しており、
0:14:06	続きまして高天井エリアにつきましては、こちらについて、
0:14:10	10 メートルを超える、
0:14:18	続きまして高線量エリア発火性または引火性の雰囲気を形成。
0:14:23	恐れのあるエリア
0:14:24	こちらについては該当エリアでとしまして主蒸気管、
0:14:34	それにつきましては、それぞれ、
0:14:36	選定結果としまして煙、
0:14:45	むしろ選定板
0:14:48	当該エリアの火災感知器、
0:14:50	消防法施行規則 23 条 4 項、消防法施行規則等々同等以上の
0:14:56	設計をしており、こちらについても基本
0:15:01	一般エリア、
0:15:04	こちらのエリアの例としまして原子炉建屋通路部やタービン建屋の引いた
0:15:13	こちらについては煙感知器及び熱間つきほか、
0:15:18	2 種類の感知器を、
0:15:21	を通して、
0:15:23	こちらにつきましては変更点
0:15:26	消防法施行規則の第 23 条 4 項に従って
0:15:39	また、消防法施行規則、
0:15:41	23 条 4 項または消防法施行規則等と同等以上の方法により火災感知器等の
0:15:49	知名も、次ページ以降で、
0:15:53	都築。
0:15:54	191 ページ。
0:15:57	こちらで 4 ポツ 3 としまして、火災感知器等の種別の選定根拠ミツイ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:04	消防法施行規則第 23 条 4 項で定める火災感知器等の設置条件においては、取付面高さ 8 メートル以上には、熱感知器の設置が認められ
0:16:16	火災、
0:16:18	8 メートル以上となる箇所について
0:16:21	熱感
0:16:25	消防法施行規則の設置条件を、
0:16:28	表の 5 のほうに示しております。
0:16:30	それぞれ感知器取付面高さに対して煙感知器、熱感知器炎感知器の
0:16:37	要件を示して、
0:16:39	下で、取付面高さ 8 メートル以上 20 メートル未満
0:16:45	消防法施行基礎
0:16:47	設置が適さない
0:16:54	変更した選定結果を表 6 の方に示して、
0:17:03	取付面高さ 8 メートル未満の箇所及び、
0:17:07	以上に
0:17:13	設計
0:17:15	こちらについて兵庫の
0:17:17	に示す通り、
0:17:19	地元リージョン
0:17:22	煙感知器及びこの感知器に
0:17:29	続きまして 292 ページ。
0:17:34	ここらは配置の変更の御説明
0:17:39	火災、
0:17:40	イトウは、消防法施行規則または自動火災報知設備工事基準所の設置要件に従い、配置を変更いたします
0:17:49	ここからは消防法施行規則及び自動、
0:17:57	まず(1)としまして、
0:17:59	放管つきに関わる、消防法施行規則の
0:18:04	消防法施行規則第 2314
0:18:08	7-4 号の規定により、
0:18:10	床面から高さ 1.
0:18:14	衛藤が、
0:18:17	交渉完遂距離の範囲内とし、障害
0:18:27	図の 2 のところに、今ご説明したイメージの、
0:18:33	このように火災防護対象機器、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:35	15 年から意見、
0:18:45	続きまして通しページ 283 ページ。
0:18:50	こちらでは煙感知器に関わる消防法施行規則の要件についてお示ししております。
0:18:58	こちら①から④で示しておりますが、
0:19:02	かな。
0:19:03	丸さん。
0:19:07	まず①としまして煙感知器につい
0:19:10	消防法施行規則、
0:19:16	感知区域
0:19:17	壁または、
0:19:25	①で、
0:19:31	5、
0:19:33	分けて、
0:19:34	取り付け
0:19:39	床面
0:19:40	期
0:19:43	体を有効に感知するように、
0:19:47	②としまして、
0:19:48	消防法施行規則第 23 条 4 項、
0:19:51	第 7 号、
0:19:53	の規定より、煙
0:19:56	②受注で②で示しておるですね。
0:19:59	壁またははりから 0.
0:20:05	03 としまして、消防法施行規則 23 条第 4 項第 5 号の規定より、感知器は、さ雑色分布及び
0:20:20	高等の
0:20:21	空気
0:20:23	に異常はない。
0:20:27	こちらについて図にですね、
0:20:31	続きまして 194 ページ
0:20:36	こちらは熱管つきに関わる
0:20:38	消防法施行規則の要件。
0:20:42	これも①から③。
0:20:48	熱間つきミツイ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:50	障防法
0:20:54	へか
0:21:07	の表。
0:21:08	示す。
0:21:10	通りの床面積につき、
0:21:13	以上の
0:21:14	魚
0:21:19	②としまして、消防法施行規則、
0:21:24	半月は佐渡式、
0:21:31	ゴコウから
0:21:31	空気フクマ
0:21:33	等の
0:21:40	それも図の方で、
0:21:41	イメージを示しており、
0:21:45	続きまして、
0:21:46	POSページ 295 ページに、
0:21:52	こちらについては熱感知器に関わる自動火災報知設備、工事基準書の設置を県
0:22:01	自動火災報知設備工事基準書に定める、エネ管付の設計、
0:22:07	そして昇格
0:22:11	配当の深さがイズミシ、
0:22:14	線で示す。
0:22:17	等に、0.4メートル以上、1メートル未満で昇格が連続している場合については、
0:22:24	下表に示す、面積の範囲内ごとに、同一感知器
0:22:29	するこ
0:22:31	ただしこの場合については、下図のように、下
0:22:36	は、管付を設置した
0:22:39	夏目
0:22:41	図に示す通り香月に対して針が1メートル。
0:22:48	合計面積ない。
0:22:50	中で統一規格として感知器の配置をみました。
0:22:56	続きまして通しページ 296 ページ。
0:23:00	こちらは、煙感知器に関わる
0:23:03	自動火災報知、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	設備工事基準書の設置、
0:23:09	①としまして自動火災報知設備工事基準書に定める煙感知器の設計、昇格が連続してある場合をこちら娘、
0:23:19	こちらも図に示す通りですね、針等の深さが 0.1 メートル
0:23:29	表に示す面
0:23:30	合計面積
0:23:51	続きまして 297 ページになります。
0:23:55	こちらは熱感知器 2 課
0:23:58	工事
0:24:04	報知せ
0:24:06	見定める熱感知器能勢
0:24:09	東口。
0:24:10	西のウエノ部
0:24:15	の距離が 1 メートル以上離れている。
0:24:22	この場合ですね感知器は、換気高等の空気吹き出し口から 1.5
0:24:32	への距離が 1 メートル以上離れてる場合、
0:24:47	変更
0:24:50	概要の説明としては以上に、
0:24:56	はい、規制庁西内です。
0:24:59	じゃあちょっと規制庁側から事実確認を進めていきたいんですけど、ちょっと 1 点だけちょっと最初に私から、
0:25:07	申請範囲だけ明確にしておきたいんですけど。
0:25:10	はい、パワーポイント部分の 4 ページ目、通しだと 288
0:25:17	のところに基本設計方針、
0:25:22	ここのところ真ん中に括弧Aっていう、真ん中上の方に括弧Aっていう形で、小項目みたいな
0:25:31	括弧書きでDBトンネルとかを除くって書いてもらってる。
0:25:36	除くっていうのは、まず、もともと変更前の、
0:25:39	この辺に
0:25:41	では、これらは、これに対して換地設計をしていた。
0:25:44	今回除くっていうそういう理解でいいんですよね。
0:25:50	日本原燃の新津です。
0:25:52	もともとの設計としましては
0:25:55	すでに公認認可を受け
0:25:58	後任としましてはディー・ディー・エスへ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	認可を受けて、
0:26:04	衛藤。
0:26:06	DB、SAトンネルあともう一つ、除くって書いてますけど、この三つについて、
0:26:12	もっと今回編入かけてる対象の工認で認可を火災感じて、その部分の換地設計について、申請をして認可をしているっていうそういう状況という理解をしていいんですけど。
0:26:25	原電の新津です。すでにいただいているところはデービットトンネルSAトンネルのみ、
0:26:32	規制庁ニシウチですだからもう一つ別の工認で、別の工認の申請範囲ということですね、原電の三木です。その通りです。
0:26:43	はい。
0:26:44	ちょっとまず、いや、ちょっと構成がやっぱりよくわからなくて、ちょっとまず申請範囲をしっかりと整理をいただきたいと思うんですけど、
0:26:51	ちょっとまずDBSAトンネルの話をしましょうか。衛藤。
0:26:55	逸見前は、DBSAトンネルも含めて、換地設計をしてたんですよね。で、それを単純に除く。
0:27:03	接すると意味合いとしては、DB、SAトンネルは何もしませんよっていう申請をするっていうふうに読めるんですけど。
0:27:11	要は、ディー・ディー・エス刀禰除くとか書いてないですよ。
0:27:14	除くと、その部分の換地設計はじゃどうするのってそういう話になると思うんです。そうすると、この申請は何もしませんよってそういう意図に見えるんですけどその理解でいいんですけど。
0:27:26	日本原燃の新津です。DSAトンネルについてはこの申請においては何もしないという
0:27:35	代わりに別の申請の中で、マスキングの箇所と一緒に新制度を
0:27:44	はい。規制庁西内です。
0:27:47	難しいというか、ちょっと理解がやっぱりわからないのがですね。
0:27:53	この管(2)の火災感知消火だけ。
0:27:57	鬼怒出すっていうそういう理解なんですか。
0:28:02	火災防護設計って、いわゆる区域区画設定して、発生防止対策をして、
0:28:09	感知消火設計でDBであれば影響軽減設計というふうが続いていくと思うんですよね。
0:28:14	感知器設計のところだけん抜いて、別申請にしようとしているっていうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	元ヒロキでございます。その理解ではその通りでございます
0:28:28	規制庁ニシウチですけど、
0:28:31	それは別設計の方で、DBSAトンネルとかも含めた火災区域区画設定からちゃんとやるっていう扱いになるんですか。
0:28:40	ちょっとそこら辺の関係性をしっかり整理をいただくっていうちょっと事実関係をまずまとめてもらうっていうところかなと思います。
0:28:49	なのでちょっと事実関係をちょっとまとめてもらって、では先ほど別申請という形もありましたけど、その申請って多分今別に申請がなされてない状況だと思うんですね。
0:28:58	そういう意味でいうと、本件、そもそも認可希望時期とかのスケジュール感も本県のそちらが考えている認可希望時期とかのスケジュール感もあると思うんですけど、
0:29:09	その話も踏まえて、
0:29:11	今回の申請範囲どこの範囲なんだっていうところ。
0:29:15	除くものがあるんであれば元のものから、元の申請範囲から除くものがあるのでそれはどうするんだっていうのがセットで説明がされないと、ちょっとまずこの、これだけ読んで、
0:29:26	ちょっと入口が、入口がちょっとわからないと審査しようがないんですけどいうところでちょっと事実関係をちょっと明確にっていうところをまずスタートにして欲しいんですけどいうところを、
0:29:36	お願いしてもいいですか。
0:29:38	原電の室井でございます。今回のですね申請人の立場からこう書いてしまった記載になっておりますけれども、ご指摘の通りですね、東海第2としての全体の申請の中で除いた部分と、
0:29:52	わかるようにですね、一度整理をさせていただきます、またご説明させていただきますだけだと思います。
0:30:00	はい。規制庁西内です。衛藤。
0:30:04	まずはちょっとそこを明確にいうところがスタートかなと思いますけど、あとは先ほど言ったように
0:30:10	そこだけ切り出すっていう行為が、
0:30:14	できるのかどうか。
0:30:15	なぜできると思っているのかっていうところですね、基本はやはり区画区域設定発生防止があって感知消火で影響軽減って一体で、
0:30:23	火災防護設計としてルー一体で瀬口と深層防護の観点ももちろんそう分かれてると思いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	やはりその流れがあると思う。
0:30:33	1部分だけ抜き出すっていうことを、
0:30:37	できると思ってるのであれば、どうしてそういう構造になるのかっていうところもわかるようにちょっとサノか、まず考えていること、事実関係を整理して説明をいただきたいと思ってます
0:30:48	そういう意味ではちょっとディー・ディー・エス刀禰ら辺の話はちょっと今現状よくわからないので、今日これから事実確認はまず進めさせていただきますけども、それを除いたそその他のDDSでっていうところの考えで一旦事実確認を進めさせていただきたいな。
0:31:06	よろしいでしょうか。
0:31:11	出野日です。
0:31:12	承知いたしました。
0:31:15	はい。衛藤よろしくお願ひします。
0:31:18	ちょっと申請範囲についてはまだ今後明らかになっていうところで、今のちょっと前提を置いた上でちょっとまた全体確認を進めていきたいんですけど、規制庁が行う。
0:31:31	はい、衛藤規制庁の伊藤ですよろしくお願ひします。
0:31:35	私から、引き続いて申請の内容についてですね確認をしていきたいと思ひます。
0:31:43	今パワポの説明をしていただいたのでちょっとその中からいくと、
0:31:49	3ページです、パワポの3ページで、
0:31:54	適用規格及び適用基準を変更すると書いてあるんですけども、申請書上、
0:32:01	変更なしと書いてあるように見えてですねちょっとここって、
0:32:06	変
0:32:07	になってるんですかというところをまず教えてください。
0:32:57	原燃のニイズです。申し訳ありません。適用規格基準の方です。
0:33:02	申請書では24ページの方でちょっと、
0:33:06	変更なしということ。
0:33:14	ありがとうございます慶長イトウです。衛藤じゃ提供計画基準は変更がないということで、繰り返しますと、それで、その上で、
0:33:24	もう一つ、今度、申請書の方のですね、
0:33:31	変更の理由のページを見ているとですね、
0:33:39	60ページですか。
0:33:41	右下60ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	昆一番下の2行で、今回の設計及び工事計画においては、
0:33:50	審査基準の改正に伴い、基本設計の方針の変更等について申請を行うと書いてあって、
0:33:57	頭には何が含まれるんでしょうか。
0:34:16	元のニーズです。頭の中にはですね、概要説明書の中で示させていただいております先ほど3ページ、
0:34:24	添付書類のところを記載しております。
0:34:29	清サイトウです。添付書類ですか。
0:34:33	添付書類はあくまで添付書類なので、基本的に考え方としては変更の理由は、本文側のどこが変わったというところ。
0:34:45	どこどこについて変更するということを書くの。
0:34:49	という理解でこちらはおりまして、そういう観点からすると、
0:34:54	もうあれです本文は基本設計方針だけですよね変更は。
0:35:02	懸念のニーズです基本設計方針だけに、
0:35:06	はい、瀬戸イトウですとなると、変更の理由のところのこの等っていうのは、必要ないような気がしていて、今後
0:35:17	補正をするようなことがあれば、取ってしまってもいいのかなというところで、検討いただければと思います。
0:35:24	ジンノイズです。拝承いたしました。
0:35:28	はい。瀬戸イトウです。それからですね、申請
0:35:35	先生その構成というか、添付それから添付書類の話で、
0:35:40	原子炉格納施設の基礎に関する説明書がついていると思うんですけども、ちょっとこれをつけている理由を教えてくださいませんか。
0:37:05	日本原子力発電の仁木です。
0:37:12	パワーポイント
0:37:18	二つ目の矢じりですね、
0:37:22	変更内容を示すとともに、あわせて技術基準の
0:37:26	各条文に乗って
0:37:28	瀬尾。
0:37:28	示せというと、
0:37:30	こちらで四条の方、影響後、
0:37:34	適宜
0:37:34	して
0:37:37	というので補足の一井の方で、具体
0:37:45	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	4条の地盤のところですか。
0:37:56	補足説明資料の3ページ目のところでちょっと、各条文の、
0:38:02	適用条文の要否の判断の
0:38:05	まとめをさせていただいている。
0:38:07	こちらの設計基準対象施設の地盤のところ、
0:38:12	こちらの条文に対して、影響があるかないかというところで
0:38:20	先ほどの添付書類についても内容の方確認して、影響が
0:38:25	出ますので、こちらで申請書の方にも変更がないことを示すことで店舗、
0:38:31	させていた
0:38:37	はい規制庁イトウです。
0:38:39	と、4条の関係ということなんですが、ちょっと
0:38:46	ちょうど条文整理のところに、考え方の確認なんですが、ここで丸三角×って凡例がありますよねと。
0:38:56	三角については、
0:39:01	すでに9適合性が確認されている条文とか、工事計画による内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文っていうふうになっていて、
0:39:11	4条は、
0:39:13	三角になっていますと。
0:39:15	三角の条文の関係も、
0:39:20	申請書に添付資料として付けるというそういう考え方でやっているわけですか。
0:39:28	理念の三つです。その通りでござい。
0:39:35	はい。規制庁井藤です。
0:39:41	すいません。まず、凡例で丸野条文っていうのは、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文と、
0:39:49	なっていて、三角は、
0:39:52	適合性を確認する必要があるかどうかというと、
0:39:57	あるという側ですか。
0:40:07	元の三つです。衛藤前。
0:40:10	先ほどお示しました補足の
0:40:12	前の2ページの
0:40:14	例の、
0:40:16	記載をしております、
0:40:22	0についてはもちろん確認する必要がある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:25	というところで、
0:40:30	整理をした上で明確に、
0:40:32	影響受けないことが確認できるという
0:40:40	形状イトウです。はい。ちょっと聞き方を変えると丸と三角の違いって何ですか。
0:40:50	現在ヒロキでございます。
0:40:51	具体的にはMARUWA、当然筆頭というか、該当。
0:40:59	要は今回感知器については、例えば3ページでございますと、
0:41:06	丸×三角という表記、理由を記載してございますけども、
0:41:14	これこれということで、
0:41:17	それらに対して、
0:41:19	影響が与えないっていうようなところで、一応この条文には適用している。
0:41:25	り報五条になると、感知器設置するところにおいても評価が必要だということから適用すると。
0:41:33	というのは、そういうような考え方で、この○×三角を整理させていただいているところです。
0:41:54	ありがとうございます。ちょっとすいません今のお話は評価をする。
0:41:58	新しくするかしないかといった違い等です。
0:42:08	原理ヒロキでございます。評価も含めてになるかなと思う。要するに、我々はそう考えており、
0:42:15	と申しますのは、
0:42:17	まず4条ですと、ちょっと理由のところになりますけども、
0:42:22	火災感知器の種別配置を変更することから、変更後においても設計基準施設の地盤、地盤に影響がないこと。
0:42:31	適合してることを確認する必要があり、ということになってます。
0:42:36	で、変更の工事内容、
0:42:39	に対し、適合性対象条文となりますが、今回の監査、火災感知設備の改造が、各建屋の地震応答解析に影響を与えないと。
0:42:52	ということが確認できましたということで、
0:42:55	要は、ここではもう、まず感知を設置、設置するんですけども、影響がないんですね。ただ、要は影響ある、あるかないかを十分、要は確認しましたということで三角形。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:06	で、一方 5 条につきましては、ここに記載の通りでございますけども、変更することから、変更後においても地震による損傷防止に関する設計に影響がないこと。
0:43:18	これ確認する必要があるというように示してございまして、
0:43:22	ここで耐震評価等を、
0:43:25	設置場所ですね、設置場所に対する耐震評価と、具体には既工認でもうすべて、
0:43:31	やっておるエリアに対して新たに新たに設置をするんですけども、
0:43:36	また改めてここで確認する必要があるというように示してございます。
0:43:50	規制庁伊藤ですすみませんちょっとこの丸三角とかの話については、ちょっと事実確認をした上でえっと、
0:43:58	また、次回ヒアリングかもしれないんですけどねとさせてもらえればと思います。はい。
0:44:03	それで
0:44:05	それはそれとしてし添付書類として、格納容器の基礎に関する説明書がついていますよねと。
0:44:13	それがパワポであったり、或いは、
0:44:18	補足資料の添付書類の整理についてというところに書いてないんですよちょっとその関係が、
0:44:27	どうなのかなというところがあって、
0:44:31	これはあえて書いてないんですかね。
0:44:54	原電の室井でございます。少しややこしい話で申し訳ございません。少しご説明いたしますと、
0:45:02	今回のですね、
0:45:05	申請におきまして、
0:45:06	対象となる条文ですね、丸となる条文はもう 4 条の耐震性んとこですね、これは新たに感知器を、
0:45:14	その耐震計算が該当すると。
0:45:17	あとその他デービーの 11 条と SA の 52 条の、
0:45:21	火災による損傷の防止ですね、まさにこの案件のために申請しておりますから、これは明らかに 0 になるということですね。
0:45:28	それ以外ですね条文につきましては、私どもこれまで何度か変認申請をさせていただき、おりまして、
0:45:37	そういった中での

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:39	やりとりの中におきましてもですね、前広に拾ってくださいっていうような話もあってですね、そういう観点がまず大前提であります。ただし、
0:45:48	そうは言いつつも、思想がございまして、
0:45:51	それは先ほどの
0:45:54	ページにありました通り、マルバツの提出にあります通り、理由のところに、詳細に書かせていただいております。
0:46:06	ありますけれども、こちらはですね建屋の応答解析をやるときにですね、失点の質量が重要になってくるわけですね。
0:46:13	原子炉建屋自体は、16万KNというものすごい重量も質量を持つてるわけですけども、今回感知器をつけると、1t程度増加するわけですね。
0:46:25	そうするとですね、全然影響がないのかというと、影響がある。
0:46:29	という判断をした上で、確認対象に1回載せまして、
0:46:34	ただ46万KNと、1万ぐらいですと、全然桁が違いますから、結果的に影響がありませんよっていうことで参加
0:46:44	そういう整理をしたものでござい。
0:46:48	そういう意味で三角の定義というのは、工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文というようなこういう整理をですね、
0:46:59	各、
0:47:00	やらせていただいて、
0:47:08	規制庁イトウです。すいませんとりあえずそのマル三角とか四条の説明に、この説明が必要だということ自体については、今後ということなんですけど、
0:47:19	添付書類として、この書類をつけている以上、パワポとかに登場してこないっていうのは、どういう考え方なんでしょうかという質問です。そうですね。現在の村井でございませ。
0:47:30	冒頭の質問忘れてもらって申し訳ありませんでした。結局、申請書になぜついてないかということですね、今回の申請書の中にもですね、
0:47:39	基礎地盤に関する説明書というこういった表紙がございまして、結果的にですね、変更はございませんということを制限させていただいております。
0:47:49	従いまして、そういったものはですね、パワーポイントの方の、
0:47:53	この3ページ目におけます、
0:47:56	変更概要における、
0:47:58	ところからは削除していると、こういう考え方に載っていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:06	規制庁尾藤です。はい、ありがとうございます。
0:48:13	すいませんもうちょっと聞くと、例えば耐震の説明書も結局変更なし変更なしですらっと書いてあるんですよね。耐震の説明書は載せて、
0:48:24	パワポに載せていて、格納容器の方は載せていないのって、どういう区別ができるんですか。
0:48:41	原電の室井でございますそうですね。ご指摘の通り耐震に関する説明書も結局は、耐震性の観点から評価をしたものの、
0:48:51	設置場所の加速度に影響ないということからですね、
0:48:56	過去の計算結果に包絡されてるという形です、数なっておりますので、確かにそういった意味で私が申しあげました基礎地盤の安定性のところと、
0:49:06	ご指摘の耐震性のところは、ちょっとこの整合がとれてないということでございますので、
0:49:13	この表1%の約3ページも置きます表1の整理をですねもう一度きちんとさせていただいて、どこまでパワポに載せるか載せないかっていうことをまたご説明させていただきたいと。
0:49:26	はい。瀬戸伊藤です。ありがとうございますちょっと考え方を説明いただければと思います。はい。
0:49:34	規制庁西内です。ちょっとヒアリングの趣旨とかは、もう十分ご理解を
0:49:40	具体的なところでちょっと気になるので去年のためですけど、
0:49:43	もう常々、明確にしていますけど、ヒアリングはあくまで事実確認をする場として我々思っています。ただ別に指摘をしているつもりはなくてですね。
0:49:53	ちょっとご指摘のっていうワードがちょっと出てくるので、例えば別にそちらもそうそういう意図はないと思ってはいるんですけど、言葉遣いとして、やっぱり意味合いが変わってくるので、我々今もイトウも今確認をしているだけで何で書いてない。
0:50:09	抱えてない理由は何ですか確認をしているだけなので、その確認をして、事業者としてちょっと考えて、いやこれ違うなって思いましたのであればちゃんと再整理して説明しますっていうだけですよね。
0:50:20	ここで
0:50:21	あくまで確認だけっていうところは我々そう思って臨んでいるので、もし認識そごがあればですけど、ないと思うので、
0:50:30	一応認識だけちょっと合わせてみたい。
0:50:32	期待というちょっと趣旨の話でござい。
0:50:36	現在のムロイでございます承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	規制庁伊藤です。引き続きまして、少しちょっと中身の方の確認をさせてもらいたいんですが、ですね基本設計方針とかに入る。
0:50:53	やったってちょっと大前提の確認をしたいんですけども、今回火災防護審査基準の改正を踏まえた変更ですよ。で、
0:51:04	今回の申請範囲について、先ほどのTdトンネルとかは、とりあえず置いといて、今回の申請範囲については、
0:51:14	すべて火災防護審査基準の通りに設置するということになっているのかそれとも、審査基準とは異なるような設置方法を使っているところが、
0:51:26	双方をとっているところがあるのかというところを明確にしたいので、ちょっと教えてもらえますか。
0:51:43	原電の新津でございます。ご質問いただいたところなんですが、
0:51:51	全体的に火災防護審査基準の通りに、
0:52:02	はい、ありがとうございます。
0:52:05	ちょっと正直なところで、パワポだと、パワポと加瀬補足説明資料を見ると、具体的に何か、どのエリアがどういう設置の紙感知器の設置の仕方をしているかというところが、なかなか載ってないところがあって、ちょっとそれは、
0:52:22	今後追加で示していただく必要があるかなと思っているんですけども、とりあえず今の説明、
0:52:29	ということでわかりました。
0:52:32	で、その上で、基本設計方針の記載についてなんですが、
0:52:45	今回加えていただいている、変更後の基本設計方針で、
0:52:51	一段落目の
0:52:55	火災感知器については本エラーの設計とするというのは、基準の審査基準の記載は、ほぼそのまま持ってきていますと、その次のまたポツ、
0:53:07	火災感知器の設置方法については、火災の感知支障がないことを確認した設置方法についても適用する設計とするっていう部分の、ちょっと意味が、
0:53:18	取りづらくてですね、どういうことを言っているのか教えてもらえますか。
0:53:27	日本原電の新津です。また、以降の感知器の設置方法については支障がない。
0:53:33	ことを確認した設置方法について適用する。
0:53:37	パワーポイントの
0:53:41	通し番号 295 ページ以降で示させていただきます
0:53:48	自動火災報知設備工事基準書の設置を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:53	シャーを適用して今回配置の、
0:53:57	見直しを行っておりますのでこちらの、
0:54:00	ことを、先ほどの事業で記載をしており、
0:54:15	廃棄設備等です。
0:54:18	ここの火災の感知に支障がないことを確認した設置方法というのは、
0:54:24	自動火災報知設備工事基準書の、
0:54:30	基準に沿った設置方法という理解ですか。
0:54:35	元のニーズです。その通りでござい
0:54:45	ますちょっとやっぱり、末端の部分の意味がよくわからなくてちょっと設置方法については、
0:54:53	ホニャホニャの設置方法についても適用する設計とするっていう部分は、何を何を何に適用しているのかというのを教えてもらえますか。
0:55:21	現在ヒロキでございます。
0:55:23	今ニーズの方から通しページの 295 ページ 6 ページというところで工事休床というフレーズをご説明させていただきました。
0:55:33	そもそもガイドに従って、当然既工認で認可をいただいている。
0:55:39	エリア
0:55:41	そこに今回バックフィット等を追加をしていくものでございますが、
0:55:47	改めて
0:55:49	消防法の改正等を含めてそれを取り込むということになってきますと、
0:55:54	当然今のこのエリアですね、詳細に、やはり今のガイドでは示されていない、こういった範囲についても、要は現場を確認しながら、設置する義務があるであろうと。
0:56:08	いうところからお示ししていて、この文言というかタイトル、この工事基準書というものを、
0:56:15	改めて表記させていただいているというところになっております。
0:56:22	ですから今の外プラスプラス、
0:56:26	になって、
0:56:27	衛藤。
0:56:29	感知器ですね、対応をしていくと、というように、我々考えておるものになってございます。
0:56:42	元ヒロキでございますもちろんガイドでの審査基準になってございます。
0:56:50	規制庁伊藤です。
0:56:54	日本語のことを言ったんですけど、今回加わっている基本設計方針はつまり、1、一段落目の火災感知器についてはっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:04	消防法施行規則とか、
0:57:09	省令の第十二条から十八条までとか、
0:57:16	あと、都道府統一の方法によって設置する設計としていて、
0:57:21	またの段落は、またそれ以外にも、工事基準書、
0:57:27	の設置要件に従って配置することもあるよってそういうぐらいの、
0:57:30	ことですか。
0:57:35	元のニーズです。その考え方で、
0:57:41	はい、規制庁イトウです言わんとしていることは何となく。
0:57:45	いました。
0:57:48	はい。
0:57:55	それじゃあすいません。
0:57:58	それで、藤。
0:58:12	具体的に他の部分で、
0:58:17	工事基準書の設定
0:58:19	中央県、
0:58:21	を使っている。
0:58:24	エリアっていうのはどこかっていうのは、そこは整理されてるっていう理解でいいんですよね。
0:58:34	現在のニーズです。整理している認識でございます。
0:58:38	はい、わかりました。ちょっとそれは今後必要に応じて確認していくことになると思います。はい。
0:58:45	藤。
0:58:46	すいませんじゃちょっと次に行きまして、
0:58:51	等、
0:58:53	パワポのページで言う等、
0:58:57	7ページ目。
0:59:00	あと、
0:59:02	エリア分類があつてですね、高天井エリアは該当エリアなしと書いてありますと、ここは一応確認なんです、例えばオペフロなんかも、この高天井エリアには該当しないという、
0:59:17	整理でよろしいですか。
0:59:23	原燃のニーズですオペフロについても高天井エリア 2 階
0:59:30	10 名。
0:59:33	ということで土岐近野土岐
0:59:36	神戸の新潟の巻付と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:54	申し訳ありません。申請書ですね、通し番号で 148 ページ。
1:00:12	こちらで既工認も含めた、感知器の種別、一覧表にしております。
1:00:18	その中で三つ目のところですね、原子炉建屋原子炉棟 6 階オペレーティングフロアとして、煙感知器の香典、
1:00:27	月分離型煙感知、
1:00:29	この間月エコ
1:00:31	設置する。
1:00:39	はい、瀬戸伊藤です。オペフロ型. 0 に該当しないということはわかりました。それで、今ちょうど示して下さったの 148 ページの、
1:00:51	ところ幾つか分類されてるように見えるんですけど、
1:00:56	例えばこのゆ
1:00:57	一般区域って書いてあるのは、一般エリアとはまた、
1:01:02	違うわけですか。
1:01:08	原電の新津です。一般エリアといった
1:01:12	同じものに
1:01:15	規制庁イトウです。一般区域と一般エリアが同じあれ、例えばオペフローは一般エリアになるという理解ではないんです。
1:01:28	申し訳ございません。
1:01:32	衛藤。
1:01:33	稲見。
1:01:39	は、
1:01:44	はい。
1:01:45	そうですねこの 148 ページの表とこのパワポの 7 ページ、パワポの 7 ページとか、
1:01:53	での分類との対応関係がちょっと、
1:01:57	わかりづらいところがあるので、できればそれ
1:02:03	どの範囲までが一般エリアでというところどの範囲が、屋外エリアとか高線量、
1:02:09	エリアとかだっというのがわかるようなものを、ちょっと資料で出してもらえないでしょうか。
1:02:19	下のニイズでございます。そうですね 148 ページに示しているものとパワーポイントの
1:02:29	ような
1:02:34	木曾イトウです。今修正すると言ったらパワポの修正ですね、元のニイズです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:44	はい。
1:02:45	とりあえず修正作業をお願いします。はい。
1:02:51	と、
1:02:56	はい。
1:03:03	すいませんちょっと入口だけでしたけど、私から、中身のところでまずはこの辺りで、
1:03:11	聞きたかったことは以上で、あとですね、
1:03:17	このパワポパワーポがおそらくその会合の資料になるっていうことが想定されて、
1:03:28	おそらくパワポに沿って説明をしていただくことになるのかなと。
1:03:32	推測はするんですけども、
1:03:35	そうなるちょっとパワポの中身を充実してもらう必要があるかなと思っています。
1:03:42	例えば、
1:03:46	まず
1:03:49	タイトルとかも多分ほ、
1:03:51	東海第2発電所の変更認可申請とかそういう感じになると思いますし、
1:03:58	経緯のところ、何に対する変更認可申請なのかっていうのが今パワポ上はわからないですよ。
1:04:09	何月何日認可の本音はこれらの辺、
1:04:13	ここ、工認ですかね、工認に対する変更認可申請であるっていうのが今わからないのでそれはあった方がいいなと思うと、
1:04:20	あとは、
1:04:24	条文整理についても、今、右上にちょっと適用条文第何条というふうに書いて、
1:04:33	あるだけです。
1:04:36	例えばパケ見ると何か四条が三角で五条が生まれたとか、
1:04:41	それがどういう理由でそうなってるのかみたいなのはよくわからないわけなんですよ。
1:04:48	パワポ上でも、今、新条文整理表のようなものはつけていただいでしかるべきなのかなと思っています。
1:05:00	もちろん補足説明資料の条文整理表そのままと、
1:05:05	量が多くなるので、絞っていただくことになると思うんですけど、
1:05:12	それから、
1:05:15	先ほどもちらっと言いましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:19	7 ページにエリア分類ということで
1:05:24	該当エリア閉会とエリア 0 で幾つか書いてあるんですけども、それぞれがどのような、
1:05:32	実際どのような火災感知器の設置、
1:05:35	状況になっているのかっていうところが見えてなくてですね。
1:05:42	網羅的にとは言わなくとも、
1:05:46	例えばこれについてはこういうふうにしてますというような、
1:05:50	ページを加えてもらう必要があるのかなと思っています。
1:05:58	すいませんちょっとバラバラと言いましたけれども、
1:06:01	方向性として何かありますか。
1:06:16	現在の仁木です。
1:06:18	先ほども
1:06:30	規制庁に
1:06:33	ちょっと
1:06:36	的な話になるんですけど、
1:06:39	別に資料構成は、説明の仕方は自由なので、今までお任せします一義的には、はい。
1:06:47	で、そういう意味でさっき伊藤が言っていたのは、別にしろに書けというよりかは、まず変にもっと明確になってないので、しっかり明確にしてくださいってところ事実確認ですね。
1:06:58	確認として、
1:06:59	衛藤。
1:07:01	そういった話って結局、
1:07:04	日本原電として、
1:07:06	日本原子力発電として、
1:07:08	審査会合でとどういう説明をしようと思っているのかに尽きると思っていて、
1:07:13	この資料を使って説明をするっていうことであればですよ。
1:07:17	例えば初回の場合審査会合で一通り全部説明を敷きりたいと思っているのであれば、相応の資料になってないとおかしいですし、
1:07:26	そういう話のの確認だと思っていて、
1:07:30	そういう意味ではそもそも申請経緯がちょっとよくわからないってところもありますし最初冒頭で私から確認申請範囲についてもちょっと不明確だという現状がよくわからなかったっていうのが現状です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:40	今までの説明を知りたいのであればしっかりそういうところを充実いただくのかなという選択肢なのかなと思いますっていうそういうイメージですね。
1:07:47	で、一番最後の、
1:07:50	感知器の設置方法の、
1:07:53	話ですけど、
1:07:54	今回そもそも感知器バックフィットって、どういう趣旨でできたかっていうと、
1:07:59	委員会でもその改正経緯とか説明をしてますけども、もともと消防法施行規則とかのそういう設置方法に基づいて当然設置されているものと思っていたら、
1:08:09	実際現場が違っていった状況が見受けられて、要はす。
1:08:13	一部
1:08:14	感知器 2 種類異なるニシダをつけるって言ってますけど、その片方の種類が一応カバーできてない範囲があったわけですね。
1:08:21	だからそういう発電所全体的にその火災区域区画っていうところをしっかりと網羅性をもって感知すべきってというのが今回の火災感知器バックフィットの主な改正理由。
1:08:30	だと思って
1:08:31	それに対してしっかりその通り設置しますって基本設計方針の説明はいただいているんですけど、
1:08:37	その補足説明資料として、
1:08:40	具体的な設置状況と、火災区域火災区画ごとにどう設置しているのかって節具体的な説明方法今得ない状況で、
1:08:48	基本その今まで工認いただいている時にも、感知器の設置場所とかって補足説明資料で説明いただいていたと思うんですけど、それが今回なぜついてないのか。
1:08:58	今回の説明をどう説明しようと思ってるのかよくわからないっていうのがまず今そういう状況です。
1:09:04	今までのその申請とかの説明粒度ともなんか若干違う気がしていて、
1:09:10	まとめ資料とかで感知器の設置場所とかって、申請書じゃなくてまとめ資料ベースとかでもらってたと思うんですけど、
1:09:17	そうでそういう意味でいうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:19	投入の審査の時にどうだったかまではちょっと私見てないですけど他プラントの審査の時は大体もらっていたので、大体同じ対応かなと思ってましたけど、
1:09:27	そういう意味で
1:09:28	今回度どう説明しようとしてるかがいまいち伝わってこない。
1:09:31	で、
1:09:32	補足説明資料、補足 1234 という形でかなりタイプついてますけど、
1:09:38	大体 123 ってその 11 条以外への影響の話が多いんですよね。
1:09:43	他の条文への影響の話じゃまさに、今回バックフィットで基準改正した部分の説明ってどこに書いてあるんだという、補足 4 しかないんですよね。
1:09:54	そもそもだ補足説明ヒラノ構成がよくわからない。
1:09:58	何を説明されたいのか。いや影響はないんですけどっていうことを説明するのが、何かすごい大半で、
1:10:04	そもそも今回どうするんですけどっていう説明が薄くて、
1:10:07	ちょっと理解がちょっと進まないんですけどっていうのが今の状況です。
1:10:11	ていうのを含めてちょっとまずご理解をいただくとそういう状況と我々思っていますっていうところをちょっとご理解をいただきたくて、
1:10:17	さっきのイトウの話に戻るんですけど、
1:10:20	感知器の設置方法というところで、基本設計方針で消防法施行規則通りに設置しますっていう基本的な考えを示してもらっているので、それをどう説明しますかっていう時に、網羅的に、
1:10:31	区画区域全部並べて網羅的に示すのか。
1:10:34	もしくはパターンごとに結果だけ例えば示して、なぜ、類型化して示すのかとか、多分いろいろやり方はあると思うんです。
1:10:41	それは選択だと思いますのでそれをしっかり考えていただいて説明をいただければそれでいい。
1:10:46	思い
1:10:47	タナベつに
1:10:49	やり方は別に、
1:10:51	どうでもいいです。はい。
1:10:53	しっかりどういう説明をしたいのか考えていただいてまだ事実確認を進めていきたいなあとあって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:00	というふうにご理解をまずいただきたいんですけど、ちょっとそのスタート地点に立つための情報が今足りてないっていうのが今イメージです私。
1:11:08	年のコバヤシです。
1:11:11	趣旨、理解しましたので、確かに主体でないことも理解できました。資料準備、できますので、ちょっとご説明を別途させていただき、
1:11:21	元あった審査会合の資料については当然このまま使うつもりもなくでずね、使うときだと申請理由とか、そういうところもしっかり記載した上で注意を取り込むことにしておりましたので、
1:11:32	それは今お話あった通りの認識で間違いないと。
1:11:37	はい。
1:11:39	そうですね。ちょっと、まず素行のものが、そろそろってナイトウズキ今のパワーポイントベースで確認を進めていっても、多分、
1:11:48	何て言うんすかね、書いてないことを口頭で確認し合う感じになっちゃうので、なかなかその効率的じゃないかなと思っていて、しっかりまずそういう情報を出してもらってからの話なのかなと思ってます。
1:12:00	先ほどのイトウが確認したようなその一般エリアとかの定義もちょっとよくわからないです申請者とナカノん。
1:12:06	よくわかる
1:12:07	実際の火災区域区画にどう適用しようとしているのかというところもちょっとよくわからない
1:12:11	というところにある
1:12:12	そういったところを
1:12:15	そういう意味でいうとPWRとかこれ感知器バックフィットって単体で申請を設けて先行審査実績もそれなりにありますので、そういったところもちょっとしっかり見てみた
1:12:24	ちょっとどういう説明を先行しているのか。
1:12:26	ていうのを参考にさせていただければいいのかなとは思いますが
1:12:36	近隣の市です。サイトウいたします
1:12:42	はい。規制庁伊藤です。では、ご検討いただければと思います。で、
1:12:47	すいませんちょっと私が最後に確認忘れてたんですけど、申請書の火災防護の説明書、
1:12:58	右下 134 ページ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:06	キー工事計画という言葉が出てくるんですけど、これは何を指してますかという確認をさせていただきますというのを申請書中に定義づけがないので、
1:13:28	ジンノニイズです。
1:13:29	飛行場
1:13:34	を、
1:13:39	前のところのその技術基準と、
1:13:41	等々の定義と同様に、と、ちょっと、
1:13:48	廃棄設備等で承知しました。
1:13:50	はい。
1:13:52	ひとまず私からは以上です。
1:13:56	はい。規制庁ニシウチ
1:14:05	ほかに規制庁側から、今日時点で何かあります。聞いておきたいこと、ちょっとそもそもちょうと資料が大分、
1:14:12	パワーポイント部分しか今回確認できるものがあまりないので、
1:14:16	基準改正部分、
1:14:19	そこまで確認できることがあまりないのかなというのが正直なところなんですけど。
1:14:22	現時点で何かあれば、
1:14:38	火災対策室の田部ですよろしくお願いします。
1:14:43	そうですね私の方からはですね
1:14:46	パワポのですね、7ページの部分についてちょ
1:14:51	質問させていただきたいんですけど。
1:14:55	まず
1:14:58	今ニシウチとかイトウからもありましたけど、
1:15:02	この屋外エリア、高天井エリア高線量エリアと、
1:15:07	一般エリア以外の部分については、既工認から変更なしというふうになっているんですけども、
1:15:14	ということは、もう本当にこのバックフィットのこの火災防護審査基準通りにすべてついていると認識してよろしいんでしょうか。
1:15:29	元の日程Ss
1:15:31	意識で、
1:15:35	火災対策室タナベです。
1:15:38	例えばですねこの屋外エリアについてなんですけれども、ここも消防法施行規則、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:47	23条4項、またはそれと同等以上との方法により設計とあるんですが、
1:15:54	そもそもですね障防法の障防法として屋外エリア、屋外についての規定がないんですけれども、
1:16:06	ないということは、条文適用にはならないのではないのかなっていうふうにちょっと思ったんですけどその辺はどういうお考えなんでしょうか。
1:16:39	現在ヒロキでございますと、
1:16:42	おっしゃる通りで消防法上のこの施行規則というところからいくと、これは記載をしておりますけれども、同等以上という、
1:16:52	ここで非要は引っかけていると、いうように、我々は解釈か考えておりました、
1:16:59	そういったような記載ですね、より障防法に絡めて、それ以上のと同じように、施工していると。
1:17:06	というような考え方になってます。
1:17:11	火災対策室タナベです。
1:17:13	ですね私の認識ですと、ここに記載されたこの消防法施行規則等々同等以上の方法というのは、火災防護審査基準でいう、この2ポツ2ポツ1、(1)、
1:17:28	②に書いてあります。
1:17:30	規格省令のことを言っているんだと思っていたんですがそうではないということなんです。
1:17:52	今の審査基準は、原理ヒロキでございます。今の審査基準2に2ポツ、2市の両括弧1の②。
1:18:02	の、
1:18:03	県の吉井。
1:18:05	ハッタでしょうか。
1:18:07	河西さんですそうです。ここに書いてある部分のことを書いてあるんだと思っていたんですが、そうではないんですかね。
1:18:17	その旨をですね、
1:18:25	今のパワーポイントの5ページですねこちらの方で、一応追記、
1:18:32	要は変更ですね、追記する形を
1:18:37	とりました。
1:18:46	火災対策室なんですそうしますとこの、また、また以降の部分が同等以上の方法というふうに、
1:18:56	書かれたっていう、そういうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:16	はい。玄広木でございます。整理しまして別途ご説明させていただきたい。
1:19:21	考え。
1:19:24	火災対策室タナベです。
1:19:27	衛藤。
1:19:28	そうですねその障防法というのは、建物に対する感知器のことを書いていますので、屋内っていうのは建物がないので、
1:19:39	障防法の
1:19:41	範囲外なんですよね。
1:19:43	なので、この部分に国外エリアの設計についてはですね、消防法に準じたというのは、
1:19:54	ちょっと難しいのかなとちょっと思ったんですけども、要するに技術基準規則くーによる十分な保安水準を達成できるとそれがクリアできればよろしいんですが、
1:20:07	ちょっと記載の方法を検討していただければと思います。
1:20:15	現在ヒロキでございます。承知しました。
1:20:24	それからですね火災対策室タナベですけども、表 4 に書かれてますこの火災感知器のシュベII選定結果にいくつか感知器の種類書かれてますけれども、
1:20:38	この部分にですねアナログ式っていう記載が一切ないんですが、
1:20:43	先ほどちょっとこちらのですね
1:20:48	説明書の方ですね、2、アナログ式ってあったので、
1:20:51	付けるんだろうとは思いますが、ここの辺の表の中にも記載していただく必要があるのかなと思うんですけども、
1:21:02	近年の水です。拝承いたし、
1:21:05	パワーポイントの 7 ページ
1:21:16	はい、家財対策してタナベです。
1:21:19	その辺はお願いいたします。
1:21:24	するところですね。
1:21:27	パワーポイントの 8 ページ。
1:21:30	になるんですけども、
1:21:36	一般エリアの天井高 8 メートル以上の部分について、
1:21:42	熱感知器から炎感知器に変更をするということですけども、
1:21:48	もともと、
1:21:50	その何ていうかその熱感知器、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:53	は消防法に基づいたものではなかったっていうこと。
1:22:06	原理ヒロキでございます。土岐工認においての、いただいたものについては、今の消防法に基づく、
1:22:16	このように高さなんですけども、
1:22:19	それには、8 ページにある通りバーで設定しております、
1:22:25	そもそも熱を設置することで、
1:22:30	我々は考えておりました。
1:22:32	今回、その障防法を愚直に反映するということになりましたので、
1:22:39	認可をいただいておりますけども、変更すると。
1:22:43	というような考え方で整理をして、
1:22:49	火災対策室駄目です。
1:22:52	そういうふう障防法愚直に反映すると、変わってくる場所があるという点において、先ほど言ったですね、
1:23:02	例えば高天井だとか、オクがエリアだとか、この辺は既工認から一切変更がなくて大丈夫だっておっしゃったのが、本当に大丈夫なのかなと思った次第なんですけれども、その辺は、
1:23:16	各感知器の設置方法についてすべて確認された上で大丈夫だとそういう認識でよろしいですか。
1:23:28	県のニイズです。その認識で、
1:23:34	はい、家財対策室タナベです。
1:23:37	わかりました。
1:23:39	それからですね、表の 5 なんなんですけども、これは単なる記載ミスかなと思うんですが、
1:23:46	煙感知器、4 メートル未満のところ、これ 150 だと思しますので、
1:23:52	修正をお願いします。
1:24:00	はい、火災対策室タナベです。
1:24:03	で、投票の 6 人、またちょっと表の 6 に戻ってしまうんですけど、ところにですね
1:24:12	2 種類の感知器それぞれ書いてございますけど、
1:24:20	すべて、熱感知器、煙感知器、もしくはその他の監視、この組み合わせ、高さごとにですね高さごとにこちらに書かれた組み合わせ、
1:24:32	ということでよろしいんですかね。
1:24:38	はいこの組み合わせで、の通り、その認識で
1:24:43	の通りです。
1:24:46	この中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:50	1 種類目の感知器は、どういう考えのもと、これを選んで、その次の感知器はこういうフローのもと、こういうふうに、これを選んだ。
1:25:00	というような、そういった、
1:25:03	フローとかそういうお考えはございますか。
1:25:12	限度ヒロキでございます。どうぞ。
1:25:14	まず、
1:25:15	そもそも、2、なりますけどもいただいている委員会いただいているその考え方は、煙、まずそもそも今ついで煙、
1:25:27	煙から一種、二つ目をつけなさい石をつけなさいということになっておりますので、そうしますと、熱か他、
1:25:37	そういったものを選定するということで現場の方ですね、発電所の中を見、見せた上で、
1:25:45	これまでは熱を
1:25:47	追加していく。
1:25:48	というような設計に
1:25:53	とか材質タナベです。そうすると、今現状煙がついてて、これから熱を付けるとそういう認識でよろしいですか。
1:26:04	はい。火災対策室でもいいです。わかりました。
1:26:08	ですね。
1:26:12	この辺にもですね先ほどちょっと申し上げましたアナログの感知器だとか非アナログの感知器だとか、そういう記載が一切ありませんので、その辺を追記していただきたいなと思います。
1:26:28	健全性
1:26:37	はい火災対策室
1:26:39	次にパワーポイントの 10 ページなんですけれども、
1:26:45	ここから
1:26:47	煙、
1:26:48	熱に分けて、そのままでしたっけ。
1:26:51	細かいこと書いてあるんですけども、
1:26:54	表のごめんなさい、図の 3 ですねこれ煙感知器の配置イメージのところ
1:27:02	で、
1:27:02	細かい話なんですけど、香典アナログ式スポット型、ここに突如出てくるんですが、
1:27:11	とですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:13	アナログ式になると、感度調整するっていう話になるので、一緒に出産しと分ける。
1:27:20	もうちょっとこう書きぶり
1:27:22	工夫していただかないといけないのかなと思います。
1:27:28	11 ページのこのねII感知器の同じような表ありますねas-is4 なんですけど、こちらは
1:27:35	石狩と熱アナログと電話スポットと分けて書いてらっしゃるんですけども、
1:27:42	この辺、
1:27:43	記載を合わせていただいた方がいいのかなと思った。
1:27:49	出野ニイツ。
1:28:01	はい。火災対策手段です。私からは以上です。
1:28:07	規制庁西内です。
1:28:11	他にありますか。
1:28:18	火災対策室の高橋です。6 ページのちょっとフロー図の方、
1:28:23	お願いします。
1:28:25	ちょっとタナベから先ほどありました通り障防法令和建物の中の話ということで、ちょっと屋外エリアに通ずる経路なんですけども、その中で上、
1:28:39	上屋その他外部の気流が流通する場所かっていうことで、
1:28:44	この文言が障防法施行。
1:28:47	規則 23 条第 4 項第 1 号のロー
1:28:50	をですということになってるんですけども、
1:28:53	この規定はあくまで建物の中だけども、
1:28:58	外気流の影響を受ける場所かどうかの判断、規定になってまして。
1:29:04	厳密に言うと、これだから屋外ではない規定なんです。私オクないかどうかってただ事実関係で中里家だけだと思う。
1:29:13	でも、
1:29:14	この規定をここに持ってきた理由って何か、
1:29:25	原理ヒロキでございます。
1:29:29	申し訳ありません特段ここに※1 の理由等は、正直、申し訳ございません
1:29:37	じゃバクフィット先行さんの、要は
1:29:42	今までヒアリング資料等含めて、どのような形で構成していくのか、対応していくの、行くのかというところを参照しながらですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:53	糖尿、糖尿に構成させていただいています。
1:29:59	ですので、センコーさん同様というような形で整理をさせていただいてというところになってございます。
1:30:08	葛西さんタカハシですわかりましたじゃちょっとまた再検討していただければと思います。
1:30:14	またこのフロー図の、
1:30:17	特殊なエリアって言いますかねセーヌ金のエリアですね、こちらで示されてる多量の蒸気が滞留するなど、
1:30:27	煙感知器設置に適さない場所かどうかでイエスだと、特殊なエリアになるということなんですが、
1:30:34	こちらの煙感知器の設置に適さない場所ということで煙感知器に限定している理由。
1:30:40	で何かありますか。
1:30:46	現在ヒロキでございます。先ほど申し上げた通り消防法施行規則準ずるところから入ってございますので、
1:30:56	基本円台においても煙がまずついていると。
1:31:00	ここで高線量エリアとか蒸気が多発するようなエリア。
1:31:06	そういったところも、ベースは煙から入っております。
1:31:10	そこで通常の煙が使えないようなところがございますので、
1:31:17	吸入式というような、そういう特殊なタイプを
1:31:21	まず使うと。
1:31:24	それに対応するというような考え方で整理をしているところでございます。
1:31:30	葛西さんのタカハシです。この経路を使ってその徳政令に行くと煙感知器は使わないのかなっていうふうになんて見えてまして、ただインターフェイス云々かんぬんのエリアではボン盗難だけ防爆型の煙感知器を使いますというのは
1:31:47	後段に、
1:31:49	それぞれ煙感知器熱感知器炎感知器それぞれ
1:31:55	なんすかね。
1:31:56	置けないエリアってのはそれぞれいろいろ決まって、それぞれの短所を見ないように
1:32:01	それぞれの特徴があるんですけども、
1:32:03	なのでその煙感知器だけにこうスポットを当ててるちょっと理由がわからなかったのをちょっと確認させていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:16	現在ヒロキでございます。フローにつきましてはセンコーさんも含めまして糖尿にまたちょっと適正化アレンジしたいと。
1:32:28	葛西さんのタカハシですよろしくお願ひいたします。
1:32:48	私から以上です。
1:32:51	はい。
1:33:01	火災対策室長の齋藤です。
1:33:05	私からは、今日内容的なあ確認、
1:33:11	はもう今、タナベやタカハシからしていただけてますけども、
1:33:17	一番その根幹の部分のちょっと事実確認をちょっとささせてほしいんですね。パワーポイントの4ページ通して言うと287ページで、
1:33:29	表2っていうのがあるんですよ。
1:33:32	表2のところそれぞれ甲斐火災防護審査基準の改正前と改正後の対応関係について、
1:33:43	記載がされていて、私がちょっと事実確認としてさせていただきたいのは、改正前の②番の
1:33:56	青い枠囲みでなってる場所、
1:34:00	ガー
1:34:01	改正前と改正後で、要求事項に変更なしっていうふうに書いてあるんですよ。
1:34:08	で、実際に、
1:34:10	ここはきちっと読む等、
1:34:13	改正前は、1行目のところの真ん中辺から固有の信号を発する異なる種類の感知器っていうふうに書いてあるんですよ。
1:34:23	で、改正後はその部分どう書いてあるかっていうと、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器と、
1:34:33	いうふうに書いてあって、
1:34:36	要は異なる種類なのか異なる感知方式なのかというところに違いがあるんですよ。
1:34:43	ここって。
1:34:47	事業者側としては、この部分の変更はないと。
1:34:52	ということについてはどういう考えで、ここ、
1:34:57	変更がないというふうに考えているのかちょっと教えてもらっていいですか。
1:35:19	元ヒロキでございます。はい。
1:35:22	そもそもの方式となつてございますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:26	考え方は下は変えてはいません。
1:35:30	それぞれの方式、感知、
1:35:35	方式、
1:35:38	原電の新津です。
1:35:41	オノ等ですね、固有の信号を発する異なる種類という記載では、
1:35:48	当PowerPointの7ページの方でちょっと示させて
1:35:52	通り、
1:35:55	1番目。
1:35:59	一方、
1:36:05	感知方式として別のものをもともと設定
1:36:10	という、
1:36:11	ので、もともとそういう、
1:36:13	要求であったという認識で、今回、要求事項に
1:36:23	火災対策室の齋藤です。
1:36:26	最初の時にそういう御説明なかったですよ。
1:36:32	す。そういったことも含めて、論理構成であったり、今の内容の確認であ
1:36:42	ってところを、
1:36:49	見て、確認いただ聞きたいなというふうに思いつつ、あと、
1:36:59	そうしたところを踏まえて、異なる本当にその選定しているものが異なる
1:37:03	感知方式なんですよっていうところについてはまた今後、
1:37:05	資料等を次見ながら事実確認させていただきたいと思って、
1:37:07	よろしくおね
1:37:13	以上です。
1:37:17	現在のニーズです。
1:37:20	はい規制庁、
1:37:24	よろしいですか。
1:37:36	ちょっと追加何点かだけ。
1:37:41	最初、最初の方にイトウ話してる内容若干関連するんですけど、パワポ
1:37:44	の4ページ名とあと5ページ目なんですけどね。
1:37:46	冒頭で今回は火災防護審査基準通りに対応します。
1:37:50	今回のバックフィットについてはそういう対応します。
	という説明があったと。
	思ってますけど、一方で4ページ目でまさに
	その部分でこのCポツ、緑枠額の部分ですよ、ここの通りに対応しま
	すってということだと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:57	一方で5ページ目で基本設計方針見てもらうと、
1:38:01	申請されてるのって、その新保津野基準に対応するのが追加している一段落目ですよ。2段落目は、審査基準に書いてないですよ。
1:38:10	じゃ、何でこれがその審査基準通りの対応なのかっていうのが、まずどう考えてるかがわからない。
1:38:17	先ほどのイトウからの読みかたどういうふうに言えばいいんですかって確認させてもらいましたけど、
1:38:21	要は審査基準通りっていう、いうのであれば、4ページ目で審査基準まさに改正された部分を、5ページ目にどう落とし込んでますっていう説明をちょっと行間をしっかりと説明置いた
1:38:36	その行間がちょっと今事実関係がよくわからなくてですね、事業者の考えがちょっとよくわからないので、まずそこしっかり理由、行間っていうところを説明をいただくというところをお願いしてもいいですか。
1:38:48	現在のミツイ
1:38:55	まずそこがスタートかなと思ってます。
1:38:58	で、そのあと6ページ目以降でいろいろ説明がされるんですけど、これは基本設計方針のどこの部分の説明をしているのかっていうまたその繋がりでしょ。
1:39:09	例えば大綱の話っていうのは、まさに、
1:39:17	と、13、1415ページが違う、12、13、14ページか。
1:39:24	の3ページ目に対応していて、
1:39:26	それより前の記載を11ページ目までに対応してるってそういうことだと思うんですけど、それが基本設計方針の用語と合っていないので、そういった対応関係、要は繋がりをもう少し明確にさせていただいていうところがまずスタートなのかなと思
1:39:40	そこを多分下明確にしてもらえれば、多分共通認識も取れてくるのかなと思うのでそこら辺の事実関係をしっかりと明確にさせていただいていうのがスタートかなと思います。
1:39:51	その上で、基本設計方針の説明としてはこのパワーポイントの話ですねと、それを実際の火災区域区画にどう適用していくのか。
1:39:59	先ほどのタナベタカハシあとサイトウの方からも、ちゃんとどういう選定どういう配置になってるのかっていう確認もありましたし、それが今一切何も書かれてないので、もう基本設計方針の説明とどまってるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:12	本来基本設計方針の認可っていうのが工事計画のいわゆる対象申請対象になっているので、そういった意味ではまずそこをしっかりと説明するのはスタートだと思うんですけど、一方で今までの補足説明資料とかで、実際に、
1:40:25	どう適用していくのかって説明をいただいているものだと思うので、そこがなぜ今回出てこないのか最初これお話ししましたけど、
1:40:32	まずこのパワーポイントでしっかりと基本設計方針の考え方、基準をと落とし込んでいます。
1:40:37	ていうのをしっかりと説明をいただく、そのあとに、
1:40:40	じゃあ実際に現場火災区域からどう適用しようとしているのかという現時点の設計をしっかりと説明いただく。もちろんその現場への適用っていう意味でいうと、
1:40:50	設計さんの段階ですかね、この後さらに実際ここにおりた後に詳細設計、移ってそこでも変わり得ることはもちろんあると思うんですけど、現時点でどう考えてるのかっていう今まで説明いただいていると思うのでそういう説明
1:41:02	はできる
1:41:06	というところでちょっと資料をもう少し充実いただくというところがスタートかなと思います。
1:41:12	先ほど言ったちょっと主に基準と基準をどう反映しているのか。
1:41:17	基準の改正事項を踏まえてどう反映しているのか。
1:41:20	そこにその分そのまま出ない部分があるんだったら、そこをしっかりと説明いただかないと、水が回っていかないってそういう
1:41:27	はい。で、その際にですね
1:41:31	よければなんですけど、
1:41:36	先行の、
1:41:45	昨年12月15日、15日とかに、先行のPWRで火災バックフィットの
1:41:52	精査をしまして、その次の審査会合資料を、資料2-1とか、もうちょっと見ていただくと、
1:41:59	ただ私たちが確認したい内容も多分使うよ、ある程度ご理解いただけるかなと思うので、ちょっとそういったところも見ながら、パワーポイントベースのものなので多分イメージが伝わりやすい。
1:42:09	そういうところを見ながらちょっと充実をしっかりといただければなと思って
1:42:15	というところでちょっと、今日時点ではこの部分のまずしっかりと説明を行間お願いしますというところなのかなとは思っています

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:23	よろしいでしょうか。
1:42:26	県のニーズです。拝聴いたし
1:42:30	よろしくお願いします。
1:42:34	で、
1:42:36	ほかに支社長側からよろしいですかね。
1:42:40	衛藤。
1:42:42	ちょっと時間で、
1:42:44	ちょっとヒアリングの冒頭で話をすればよかったんですけど、ヒアリング効率的に進めるためにも、今日話して、これから多分資料修正追加いただくと思うんですけど、あまりそこで認識ずれがあってもいけないので、
1:42:58	ちょっとヒアリングの最後に要は、共通認識ちゃんととれてるかだけ確認をしたいなと思っていて、
1:43:03	そういう意味で、
1:43:04	できれば我々が確認させていただいた事項をどう受けとめているかっていうところを、
1:43:10	事業者の方から説明をいただきたいと思ってたんですけど、ちょっと冒頭で私が言うの忘れたので、
1:43:17	ツガネでできなければちょっと今日僕から傘を流して説明、確認合ってますかっていう確認だけさせていただこうと思いますけど。
1:43:37	ちょっと次次回以降ちょっとすいません事業者の方からちょっと振り返りとして、どう受けとめてるかだけちょっと確認をいただければと思います。今日ちょっと私の方から、
1:43:45	そういう意味では 1000
1:43:47	衛藤規制庁側から綿Cへのさーっと流していきますけど、
1:43:52	これ抜けてるよっていう中での継続とかすいませんいた発言いただければと思います。
1:43:57	そういう意味でちょっと大枠のところからで言うと、
1:44:05	まず冒頭私の方からお話をしましたけど申請範囲ですよ。dBトンネルとか除くって言うけど、その続い意味合い。
1:44:16	もともと新洲本の辺に元には書いてあったけど、
1:44:20	それを除くっていうことは、
1:44:22	感知器設計だけ除くのか、マルとそれが除く落としているのかとか、
1:44:27	除いた部分どうするのか、そういう申請範囲っていうところのまず明確化というところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:33	これはそちらの方で資料をちょっと追加いただくってことだと思います よろしくお願いします
1:44:38	その際は別申請が出てくるならば別申請の情報ってところですね、あわせてというところかなと思います。
1:44:45	これがまず最初大きいところで1点。
1:44:48	そのあとに
1:44:50	イトウの方から話をさせてもらいましたけども、基本設計方針の変更等の 等って何だっけっていう確認
1:44:58	これ適用規格適用基準の変更が該当じゃないかって話もありましたけど 結局適用規格適用基準変更してなくて、
1:45:04	今回申請範囲、要は
1:45:07	認可を受けようと思っている範囲としては基本設計方針の変更だけで 10日イトウないっていうのが今日の確認結果だったと思いますので今後 しっかり適正化をいただくということなのかなと。
1:45:20	あとはCvの基礎に関する説明書を添付している理由、
1:45:26	の考え方っていうものが補足説明資料上記載がないので、間瀬から説明 をいただきたい。池永さん点。
1:45:37	で、その次、ちょっと最後に私も言った話にちょっと関連しますけど、今 回の申請範囲っていうのは、結局火災防護審査基準の通りにやろうと思 っているのか、そうじゃないのか。
1:45:48	これイエスっていう回答があったと思うんですけど、最後にちょっと私が 言った話ですけど、結局それがじゃあ審査基準と基本設計方針が一對 一で合っていないの
1:45:57	近い基本設計方針と落とし込んでいるのか、それをさらにどういうふうに 具体的にそのあとのパウポの説明どうつなげているのかっていうところ をしっかりと基準から1個1個組み立てて落としていて、
1:46:08	そこの考え方をまず明確にして欲しいっていうところ。
1:46:14	で、その中にはタナベタカハシからも話ありましたけど、屋外っていうと ころも含めて本当にそうなのか。
1:46:21	っていうところをしっかりと明確にさせていただくっていうそういうことが
1:46:29	ちょっとそれ順番入れ子になっちゃいますけど頭からいきますけど、そ の上で全体構成として、
1:46:35	11条まさに今回の基準改正部分に対しての説明資料が、補足4しか なくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:42	実際の火災区域区画の適用をどう考えているのかとかそういうところも含めた補足が必要であればちゃんとつけてくださいねというところ資料構成全般的にちょっとご検討いただくっていうか、
1:46:52	いただければと。
1:46:54	そういったところ何が必要なのかというのをしっかり皆の確認をいただければと思う。
1:47:02	はい。
1:47:04	で、
1:47:06	あとは、
1:47:09	パワーポイント等のページで言うと、
1:47:13	6 ページ目 7 ページ目ですかね、各エリアの定義的なところ。
1:47:22	イトウから一般区域とはまた違う定義なのかとかそういう話もありましたけどもこの各エリアの定義ですよ。
1:47:31	の確認。
1:47:32	その際にタカハシの方からも最後の方に話ありましたが、煙感知器とかっていうそういう条件になんか限定待たされてるんだけど、
1:47:40	それは何でとかそういうところですよ。
1:47:43	結局この 6 ページ目で書いてもらってひし形の条件と、その下のエリアって言うなれば対になるものだと思っていて、
1:47:51	こういう条件に該当するエリアがこのオクがエリアだとか多分そういうことだと思。
1:47:56	条件と定義っていうところをしっかりと整理をして、説明をいただきたいですっていうそういう話が、
1:48:08	あとは
1:48:10	さっきちらっと言った実際の区域計画にどう適用するかって話の中で、他天井エリア該当なしって話で明確に数字とかも、言っていましたけど、
1:48:22	そういう情報もちょうとわかるように書いといてもらえればいいかな。
1:48:26	オペフロとか大体たか天井になってるので、例えば参考程度にこういう理由で該当なしなんですっていうところを明確に書いといてもらえればより明確かなと思う。
1:48:39	はい。
1:48:44	で、
1:48:46	あと 8 ページ名。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:48	兵庫の多分数字の誤記があったと思うので、はい。適正化をいただくって話。
1:48:59	あとわあ、10 ページ目のところろうですかね。この表、図 3 ですかねず 3 表かな。
1:49:06	この表が 11 ページ目と見てもらうと一緒に 13 週というところの多分枠ジャンルっていうのがちょっと違うように見えるので、しっかり事実関係をまとめて整理していただくっていうそういう話もあったと思います。
1:49:21	はい。
1:49:23	あとは
1:49:26	個別というか全般的な話ですけど、
1:49:32	何を説明するかというところで申請概要として説明いただくのであれば変に元の情報とか、そういった情報もちゃんと明確化しておくべきではないですかそういう話。
1:49:41	パワーポイント。
1:49:44	何に対しての今回申請なんですかっていうところをしっかりと明確化いただくってそういう話もあったと思う。
1:49:54	はい。
1:49:55	大きいところろうとかすみません私さらっと流しでやりましたけど、
1:50:03	まずはそういうところですかね。
1:50:06	あとは概要として説明いただく時に条文関係条文を網羅的に説明するかどうかとかそういったところもしっかり考えていただくということだと思います。
1:50:15	はい。
1:50:17	という感じかなあと考えてますけど、規制庁がまず、中森は抜けありますか。
1:50:29	そういう意味では先に、すいませんそうか。浅井所長が最後におっしゃってたの異なる感知方式とか種類とかそこらの考え方っていうところもしっかり要求事項に変更なしっていうところは、
1:50:39	記載が変わってるのであれば、記載が変わってるけど変更なしなんだっていうそういう多分評価をしっかりと事実関係を明確にしてもらってそういうことだと思う
1:50:47	受けとめ、
1:50:49	ワタナベさん追加です。はいすいません。感知器の種類のところ、アナログ式とか非アナログ式とか、そういう、そういうことも含めてしっかり明記していただきたいというのも、追加をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:05	はい。
1:51:06	衛藤丹さんありがとうございますほかに規制庁側から何かここもちょっと抜けてたという話ありますか。大丈夫ですか。
1:51:18	あ、すいません。只野ゴコウでの指摘だけなんで。
1:51:21	パワポの2ページ目で、
1:51:24	矢羽根の二つ目の最後に記述基準というふうに書いてあって、ここはしよっぱなから誤字をしているので、直してください。
1:51:41	はい。今の誤記の確認も含めてですけど、規制庁側から他によろしいですかね。
1:51:47	はい。
1:51:48	衛藤。
1:51:50	事業者側の方からちょっとさらっと流して読ませていただきましたけど、何かあります確認しておきたい点とか全体通して、
1:52:06	元コバヤシ業者が特にございません。
1:52:09	はい。ありがとうございます。一応ちょっと今後ここで認識がずれてたら、また無駄な時間を過ごしてしまうので、ちょっと効率的に審査を進めるためにも今後は事業者側の方がよければどう受けとめてますっていうのを、
1:52:21	また最後ヒアリングを最後に確認をできればいいかなと思ってますよろしくをお願いします。
1:52:26	はい。
1:52:27	というところで全体通して、今日これで以上ですかね。今後のスケジュールとしてはとりあえず、まずは今日確認させていただいた事項を踏まえて事業者側で資料整理いただく。
1:52:38	提出いただくというところがまず次のステップかなと思いますので、
1:52:42	準備でき次第っていうところだと思いますけども、
1:52:45	具体的な手続きとかはまた事務的にご連絡いただければと思いますので、はい。よろしくをお願いします。
1:52:52	はい。というところで日程化も含めてですけど全体として、事業者がよろしいですかね。はい。
1:52:58	ウェブのウェブ参画三野発電所の方もよろしいですか。
1:53:02	何かありますか。
1:53:04	はい。東海林発電所そちらからも特段ございません。大丈夫です。はい。
1:53:09	規制庁側全体としてよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:12	はい。
1:53:13	すいません今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございました。
1:53:17	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。